

東村山市教育施策の大綱（仮）
（令和4年度～）

令和4年2月
東村山市
東村山市教育委員会

教育施策の大綱について

1 趣旨

現在、本市においては、東村山市教育委員会の教育目標に基づき主要施策を定め、第5次総合計画前期基本計画と整合性を図りながら、様々な施策に取り組んでいます。特に東村山市の教育においては、「みどり にぎわい いろどり豊かに 笑顔つながる 東村山」の実現を目指し、東村山市を愛し、互いに助け合い、物心ともに豊かなまちづくりに貢献できる市民の育成を推進しているところです。

平成27年4月1日に施行された改正地教行法第1条の3により、教育に関する「大綱」を策定することが定められ、本市においては、改正地教行法第1条の4により設置された総合教育会議を開催し、大綱策定について検討した結果、東村山市教育委員会の教育目標並びに第4次総合計画前期基本計画を踏まえた上で、市の教育に不可欠である特別支援教育や教育相談の視点を盛り込み、「教育施策の大綱」を策定いたしました。

この度、令和3年度より開始した市の最上位計画である「第5次総合計画」の開始に伴い、教育施策の大綱の改定を行いました。「教育施策の大綱」は、すべての市民が生涯を通して主体的に学べるまちづくりの実現を目指すために、目標や施策の根本となる方針について定めるもので、市の教育に必要なさまざまな施策を展開する上での指針となります。

2 教育施策の大綱の位置付け

市の最上位計画である第5次総合計画～わたしたちのSDGs～に沿って、教育に関する目標や施策の根本となる方針としての「東村山市教育施策の大綱」と東村山市教育委員会の教育目標及び基本方針を定めています。また、各種計画間の関係性を分かりやすく示すために「教育施策の大綱の位置付け」を作成しました。

【参考】教育施策の大綱に関する法令等（抜粋）

(1) 大綱の策定

<地方教育行政の組織及び運営に関する法律>

- ・地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。（第1条の3第2項）

(2) 大綱の定義

<文部科学省初等中等教育局長通知（平成26年7月17日付26文科初第490号）>

- ・大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。

- ・大綱が対象とする期間については、法律では定められないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度を想定しているものであること。

3 教育理念

東村山市教育委員会は、子供たちが、自他を尊重し、知性、感性、道徳心や体力を育み、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの生命及び人格を尊重し、思いやりと規範意識をもって行動する人間
- 社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び自ら考えて行動する、個性と創造力豊かな人間

の育成に向けた教育を重視する。

また、学校教育及び社会教育を充実し、誰もが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図る。

そして、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、全ての市民が教育に参加することを目指していきます。

4 期間

第5次総合計画前期基本計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間を一つの区切りとしており、令和3年度に教育施策の大綱の見直しを行い令和4年度から適用いたします。教育をめぐる社会状況の変化等を踏まえ、今後策定される第5次総合計画後期基本計画と整合性を図りながら、必要な改定時期・改定内容について総合教育会議で適宜検討を行うこととします。

5 「教育施策の大綱」の体系

「教育施策の大綱」では、東村山市の特性を生かし、「子供が安心して意欲的に学べる質の高い教育環境を推進する」「子ども・若者が夢や希望をもって、家庭でのふれあいや地域社会とのつながりの中で、豊かに育っている」「子供一人一人に応じた支援を充実する」「子どもたちが多様で豊かな学びの場・機会を得て自ら学び、成長している」「いくつになっても多様な学び・文化・スポーツ活動をすることができ、自己実現や交流が図られている、ふるさとの歴史や伝統が大切に引き継がれ、広く親しまれている」の5つの大きな施策に基づいて、総合的に教育施策を推進します。そして、5つの大きな施策を達成するために重点的に取り組む施策を別表のように体系化いたしました。